

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(文R1-11-4)

施策名	クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上	部局名	スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）	政策評価実施時期	令和2年9月
施策の概要	2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。				
施策に関係する内閣の重要施策(主なもの)	第2期スポーツ基本計画第4章 など				
施策の予算額・執行額 (政策評価調書に記載する額) 予算の状況【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度要求額
	当初予算	697,210 ほか復興庁一括計上分 0	741,823 ほか復興庁一括計上分 0	725,498 ほか復興庁一括計上分 0	873,089 ほか復興庁一括計上分 0
		<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括計上分 0	0 ほか復興庁一括計上分 0	/	/
		<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	/	/
	繰越し等	0 ほか復興庁一括計上分 0	0 ほか復興庁一括計上分 0	/	/
		<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	/	/
	合 計	697,210 ほか復興庁一括計上分 0	741,823 ほか復興庁一括計上分 0	/	/
		<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	/	/
	執行額【千円】	661,662 ほか復興庁一括計上分 0	700,610 ほか復興庁一括計上分 0	/	/
	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	<0> ほか復興庁一括計上分 <0>	/	/	

達成目標1	コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進、ドーピング防止活動の推進を通じて、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上を図る。						目標設定の考え方・根拠	第2期「スポーツ基本計画」（平成29年3月文部科学大臣決定）第3章4「クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」を踏まえ設定。	
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R1年度		
①コンプライアンスに関する教育・研修に取り組む団体の割合	51.4%	—	—	51.4%	57.5%	52.5%	100%に近づける	C	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「各スポーツ団体におけるノウハウや体制は十分に整備されているとは言いがたい」とした上で、「全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及」することとしていることを踏まえ、本目標値を設定した。 ・分母：（公財）日本オリンピック委員会（JOC）、（公財）日本スポーツ協会（JSP0）、（公財）日本障がい者スポーツ協会（JPSA）及び各団体の加盟・準加盟・承認団体のうち、アンケートに回答した団体数 分子：上記団体中、当該年度にコンプライアンスに関する教育研修に取り組んだと回答した団体数 【出典】 文部科学省調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度		
②スポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されているスポーツ団体の割合	46.1%	—	46.1%	54.9%	56.8%	59.2%	100%	C	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指す」としていることを踏まえ、本目標値を設定した。 ・分母：JOC、JSP0、JPSA及び各団体の加盟・準加盟団体、並びに各都道府県体育・スポーツ協会の総数（特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く） 分子：スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されている団体の数 【出典】 文部科学省調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	—	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度		
③オリンピック・パラリンピック競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数	—	2件	2件	8件	6件	2件	0件	B	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために」ドーピング防止活動を推進することとしていることから、本目標値を設定した。 【出典】 文部科学省調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>目標に向かっていない</p>	<p>判定方法手順に則り、個別指標の判定としてC判定を下した指標についても、令和3年度までに実施を予定している事業・取組の開始や、現在の事業の継続による質的向上が見込め、数値の改善の余地がある。</p>
		<p>【施策内容】 我が国のスポーツ界におけるガバナンスの確保やコンプライアンスの徹底（スポーツ・インテグリティの向上）のために、①スポーツ団体におけるインテグリティ確保、②スポーツ仲裁の活用による紛争発生時の円滑な解決手段確保、③ドーピング検査やドーピング防止教育等のドーピング防止活動を推進する。それぞれの施策を実現するためのこれまでに実施した/今後実施を計画している具体的な内容等は以下の通り。</p> <p><指標①、②について> スポーツ団体のインテグリティ確保及びスポーツ仲裁の活用を進めるため、これまで、予算事業により、「スポーツ団体の現状把握調査」、「コンプライアンス強化のためのガイドラインの作成」、「スポーツ団体に対するモニタリング指標の開発」などを実施してきた。これらを踏まえ、平成30年12月には「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（スポーツ庁）を策定し、令和元年度には、同アクションプランに則り、これまでの予算事業の成果も踏まえ、次のような取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を示した「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定（中央競技団体向け：6月、一般スポーツ団体向け：8月） 2. （独）日本スポーツ振興センターにおいて、各団体におけるコンプライアンス違反発生防止に資するよう、中央競技団体の選手、指導者、事務局員のコンプライアンスに関する状況をモニタリング 3. 「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」として、①専門家の活用により、他のスポーツ団体の参考となるようなガバナンス・コンプライアンス上のグッドプラクティスを創出、②メンターをスポーツ団体に派遣し、ガバナンスコード適合に向けた対応状況や課題を整理 4. 「スポーツ仲裁活動推進事業」として、各スポーツ団体や選手へのスポーツ仲裁制度に関する普及啓発を実施、実際にスポーツ仲裁を行う専門人材を育成 <p>さらに、令和2年度からは、各スポーツ団体に対し「ガバナンスコード」の遵守状況の自己説明・公表を求めているほか、中央競技団体に対しては、統括団体（JOC、JSP0、JSPA）が各団体のガバナンスコードの遵守状況を確認する「適合性審査」を実施することとしている。</p> <p>これら一連の取組において、本施策については測定可能な指標として①（コンプライアンスに関する教育・研修に取り組む団体の割合）、②（スポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されているスポーツ団体の割合）を置いているが、これまでの段階においては、これら指標として掲げた項目よりも、近年になり、役員による強権的・独善的運営、団体の規程の未整備、助成金の不適切経理等を原因とする不祥事が多く発生したことにより、より強く問題視されたスポーツ団体の組織運営の適正化（意思決定体制、規程の整備、会計処理等）について重点的に取り組み、「クリーンでフェアなスポーツの推進」という施策目標の達成を目指してきた。</p> <p><指標③について> フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、国は、日本アンチ・ドーピング機構や国内競技団体等と連携して、ドーピング検査やドーピング防止教育等のドーピング防止活動を推進している。令和元年度は、「ドーピング防止活動推進事業」の中で、①ドーピング検査員等の専門人材の育成を通じたドーピング検査体制の強化に取り組むとともに、②アスリート等を対象としたEラーニングの整備や医療従事者に対する情報提供をはじめ、ドーピング防止に関する教育・啓発の充実等に取り組んでいる。</p> <p>【施策の必要性】 <指標①、②について> 近年、スポーツ団体におけるガバナンスの機能不全に伴う不祥事やスポーツ選手のコンプライアンス違反事案が相次いで発生した。スポーツ界における不祥事・コンプライアンス違反は、スポーツの価値を損ね、その振興を図る前提を崩すものであり、クリーンでフェアなスポーツ界を実現するためにも、スポーツ界におけるガバナンスの確保やコンプライアンスの徹底を進めていくことが必要である。また、スポーツ仲裁は、選手選考、懲罰処分等のスポーツに関する紛争を迅速かつ適正に解決するための機能を有するものであり、選手の権利保護を図る観点から極めて有用なものであることから、スポーツ仲裁の仕組みの普及やその実効性の確保を推進していくことが必要である。なお、本施策は第2期スポーツ基本計画に対応したものであり、国として取り組むべき重要施策である。</p> <p><指標③について> ドーピング防止活動は、国内ドーピング防止機関及びオリンピック・パラリンピックの競技種目等の国内競技団体が世界ドーピング防止規程等の国際的なルールに沿った規程を整備して実施する必要がある。また、スポーツ競技大会における公正性を確保し、クリーンでフェアなスポーツを推進するために重要な役割を果たすことから、その施策を推進していくことが必要である。また、本施策は第2期スポーツ基本計画に対応したものであり、国として取り組むべき重要施策である。</p>	

評価結果

施策の分析

【施策の効率性】

<指標①について>

予算事業として実施している「スポーツ団体のコンプライアンス強化事業」においては、スポーツ界におけるガバナンスの確保やコンプライアンスの徹底に関する施策については、ノウハウの有する民間企業への委託による業務の実施を行うなど、予算の適正配分に努め、効率的な執行を行うことができた。また、委託事業の成果物のホームページへの掲載や電子データによる情報発信を行うことにより印刷物を抑え、予算削減に努めた。

委託事業終了後においても、成果物を参照すべき団体等が集まる場にて情報を発信することによって、成果物の更なる活用を促したほか、令和2年度事業受託者である（公財）日本ラグビーフットボール協会においては、令和元年度の成果物を活用した更なるグッドプラクティスの創出に取り組む予定である。

<指標②について>

「スポーツ仲裁活動推進事業」において、スポーツ仲裁の仕組みの普及やその実効性の確保に関する施策については、ノウハウを有する民間企業への委託による業務の実施を行うなど、予算の適正配分に努め、効率的な執行を行うことができた。また、委託事業の成果物のホームページへの掲載や電子データによる情報発信を行うことにより印刷物を抑え、予算削減に努めた。

加えて、スポーツ仲裁法研究会やスポーツ仲裁シンポジウムなど成果物を参照すべき団体が集まる場において、成果物を用いた講演等を行い、委託事業終了後においても活用を図っている。

<指標③について>

ドーピング防止活動に関する施策については、国、ドーピング防止機関、各国内競技連盟等で適切に役割分担をして取り組んでおり、効率的に施策を推進している。

【施策の有効性】

<指標①②について>

令和元年度は、【施策の内容】で記載したとおり、前年度までの予算事業の成果を活用することにより、国における、各スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスを強化していくための体制を整備した。具体的には、上述のとおり、今後、各スポーツ団体は「ガバナンスコード」の順守状況の自己説明・公表を求められることとなっているほか、中央競技団体については統括団体はその適合性審査を実施する。現時点において、各団体における「コンプライアンス教育の実施」「紛争解決の仕組みの整備」といった個々の取組の進捗については、目標の達成に至ってはいないものの、今後はこれらについても国及び統括団体から各団体における取組を効果的・効率的に促していくこととしている。

なお、指標①が低調であった背景には以下のような要因がある。

ア) 事務局の体制不足（特に、障害者スポーツ団体や各統括団体の準加盟・承認団体 ※参考 スポーツ団体における職員の人数（H30年度、正規のみ）全体：6.6人、JPC加盟団体：1.5人）

イ) 年度内には実施したが調査時点では実施していなかった（本指標は、調査時点において、倫理・コンプライアンス教育を「実施している」と回答した団体の割合を用いているが、同調査において「実施準備を行っている」と回答した団体の数を含めると、64.8%となる。）

ウ) 毎年実施することとはしていない（過年度に実施したので令和元年度には実施しなかった。）

エ) 団体内の認識不足

これまで行ってきた取組は、他団体の模範となるモデルケースの創出、団体の意識啓発や取り組むべき課題の整理、担当職員のコンプライアンスへの理解などには貢献してきたと考えられるが、全ての団体において自立的かつ定期的にコンプライアンス教育に取り組めるようにする上では、施策の一層の推進力と、体制の弱い団体に焦点を当てた支援が必要であると考えられる。

この点については、令和2年度からは、統括団体が各中央競技団体の「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況を審査する「適合性審査」が開始され、コンプライアンス研修の実施についての推進力が働くことから、ウ、エの団体については、令和元年度の予算事業の成果物等を活用しながら、取組が進められるものと考えている。一方、アのような団体については継続した支援が必要と考えられることから、こうした体制の弱い団体に焦点を当てながら、予算事業を行うことを通じ、目標達成に近づくことができると考えている。

なお、前年度に比べて数値が下がったことについては、障害者団体の回答数がH30:31 ⇒R1:46と増えている一方で、こうした障害者団体の教育・研修実施率が低いことが大きな要因となっており、研修に取り組んだ団体の数そのものは、微増している。

指標②については、現時点で目標の達成に至っていないものの、毎年の実績は伸び続けており、施策の効果は一定程度表れている。測定指標について団体属性別に分析すると、組織体制の比較的弱い都道府県体育協会及び障害者スポーツ団体において採択率が低い状況である。ただし、都道府県体育協会においてはH24:14.9% ⇒ R1:63.8%、障害者スポーツ団体においてはH24:19% ⇒ R1:27.3%と着実に進んでいる状況であり、こうした団体に対して予算事業を通じた意識啓発やコンサルティングを重点的に実施することで、目標達成に近づくことができると考えている。

<指標③について>

本施策は、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指すために取り組んでおり、オリンピック・パラリンピック競技種目の全ての国内競技団体が国際的なルールに沿った規程を整備してドーピング防止活動に取り組む、我が国のドーピング防止規則違反件数も国際的にみて低い水準(参考：国際的に比較可能な直近の2017年の統計(暦年、全競技国籍別)では、日本は5件に対して、フランス94件、米国74件、イギリス32件、ドイツ31件、オーストラリア23件等)となっており、おおむね目標に見合った実績を着実にあげている。令和2年度からアスリート等を対象としたEラーニングの導入によるドーピング防止教育の充実等を通じて、今後、ドーピング防止規則違反件数は減少すると見込んでいる。

なお、指標①②について、次年度以降は、よりの確な政策評価と効果的な施策の展開が可能となるよう、団体の種別や規模に応じた指標等を設定することを検討してまいりたい。

	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>事後評価の結果を踏まえ、以下のとおり政策に反映した。</p> <p>測定指標①については、これまでの取組についての内容の一層の充実に努め、スポーツ界におけるガバナンスの確保及びコンプライアンスの徹底を図る。具体的には、専門家によるコンサルティングの活用、関係団体との協働、地方組織の改革等の中央競技団体による自主的な取組を支援することにより、他のスポーツ団体の模範となり得る先進事例を形成することとするが、その際、特に体制の弱い団体に対する効果的な取組事例の形成に重点的に取り組むこととする。また、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の対象となるスポーツ団体に対しては、令和2年度より統括団体による適合性審査を実施予定であり、従前に比べて高い推進力を持ってコンプライアンス教育・研修の実施を促していく。</p> <p>測定指標②については、これまでの取組についての内容の一層の充実に努め、スポーツ仲裁の仕組みの普及やその実効性の確保を図る。具体的には、スポーツ仲裁裁判所等の諸外国機関と連携した人材育成等を行うとともに、スポーツ仲裁等の趣旨や手続の理解増進のため、各スポーツ団体へのコンサルティング・セミナー等を実施することとするが、その際、体制が弱い団体に対して重点的に行うよう取り組んでいく。また、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の対象となるスポーツ団体に対しては、令和2年度より統括団体による適合性審査を実施予定であり、従前に比べて高い推進力を持ってスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促していく。</p> <p>測定指標③については、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を図るとともに、各国内競技団体からのフィードバックを踏まえたEラーニングのコンテンツやシステムの改善・充実に努める。</p> <p>なお、測定指標①②については、スポーツ団体の種別や規模によって状況が異なるため、それらに応じた測定指標を設定することを検討する。</p> <p><概算要求> ○拡充（同額を含む） <測定指標①について> ・スポーツ・インテグリティ推進事業 令和3年度概算要求額：69百万円（令和2年度予算額：47百万円） <測定指標②について> ・スポーツ・インテグリティ推進事業 令和3年度概算要求額：69百万円（令和2年度予算額：47百万円） <測定指標③について> ・ドーピング防止活動推進事業 令和3年度概算要求額：305百万円（令和2年度予算額：305百万円） ・世界ドーピング防止機構等関係経費 令和3年度概算要求額：21百万円（令和2年度予算額：21百万円） ・世界ドーピング防止機構拠出金 令和3年度概算要求額：165百万円（令和2年度予算額：165百万円）</p> <p>○縮減・廃止 <測定指標③について> ・スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム 令和3年度概算要求額：663百万円（※）（令和2年度予算額：1,035百万円） （※）令和3年度要求における一部の経費については、事項要求となるため金額記入不可</p>
<p>学識経験を有する者の意見</p>	<p>・現状の課題及びそれに対応する取組と、現在設定されている指標が対応していない。特に測定指標①②については、設定した取組内容よりも組織運営の適正化により重点的に取り組んでいる状況である。スポーツ界の実態も踏まえ、適切な測定指標の設定が求められる。</p> <p>・測定指標①のコンプライアンス研修は、数年以内の実施率に関する指標の設定や、新任者を対象としたオンライン・合同研修の実施も検討して良いのではないかと。</p> <p>・行動計画に定めている取組の実行力を上げるとともに、スポーツ団体ガバナンスコードに定められた外部理事が確実に機能する組織風土への変革が重要である。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ大会の開催が困難となる中で、指標をどのように設定し評価していくのか検討すべき。</p>	